

【告示 2007年4月1日付】

平成19年4月1日付にて、JBCルール第5条を下記のとおり改正する。

JBCルール第5条第4項

(旧)

「新人ボクサーに交付されるライセンスは30歳未満までとし、原則としてC級ライセンスとする。」

(改正)

「新人ボクサーに交付されるライセンスは33歳未満までとし、原則としてC級ライセンスとする。」

ルール改正に伴い、4月1日受験申込受付分より、満33歳の誕生日以前に受験申込した者の受験を認めるものとする。尚、受験申込時に満30歳～32歳の受験者は、従前より新人ボクサーに義務付けられている健康診断の他、頭部CTに代わり頭部MRIの受診及び既往症有無の報告を義務付けるものとする。

(附則)

経過措置として、平成19年3月1日から3月31日の間に満33歳の誕生日を迎えた者は、平成19年4月30日までに受験申込した場合に限り、受験を認めるものとする。

以上